

市営住宅だより

2026年(令和8年)冬号

発行:春日井市まちづくり推進部住宅政策課



北風が強く吹き、寒さが身に染みる季節が続いておりますが、入居者の皆様におかれましては、お元気にお過ごしでしょうか。今回も皆様にお知らせしたい内容がありますので、ぜひ最後までお読みください。

ごみ出しのマナーについて

ごみは分別ルールを守って、指定の日・時間にごみ置き場へ出してください。ごみの分別方法等をお知らせするため、パンフレットを作成しホームページへ掲載しています。

また、外国人の方のために、市役所3階のごみ減量推進課では、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語の概要版も用意していますので、ぜひご利用ください。



右のQRコード、または「資源・ごみ出しカレンダー」で検索してください。

住環境を快適に保つために ～ 結露を防ぐには～

コンクリートで建設された住宅は気密性が高いため、外気温が低い冬や、湿度が高い梅雨には、室内の湿気が、壁・窓ガラスの内側やトイレのタンクに水滴となつてつくことがあります。これが「結露」です。

結露を放置するとカビが繁殖し、健康に悪影響を及ぼすこともあります。また、水滴により壁や家具などが汚れたり、傷んでしまいます。冬は特に、次のような結露の対策をしていきましょう。

- ❖ 冬の外気は乾燥しています。時々、換気して室内の湿度を下げましょう。
- ❖ 室内温度が高くなりすぎないように、過剰な暖房を控え、湿度(50～60%程度)で調整しましょう。
- ❖ 家具は壁から少し離し、押入れは詰めすぎないようにしましょう。押入れの下、横、奥に「すのこ」を置くと効果的です。
- ❖ ストーブ・湯沸器・加湿器・鍋・ヤカン等の使用、洗濯物の部屋干し、室内の植木は、水蒸気がたくさん発生しますので、特に注意してください。
- ❖ 入浴後は、浴室の窓を閉めて換気しましょう。また、お湯を残した浴槽はフタをしましょう。
- ❖ 調理中はキッチンの換気扇を回しましょう。
- ❖ 結露防止グッズを利用しましょう。(結露防止シート・吸水テープなど)

住宅火災にご用心

主な火災発生原因としては、「たばこ」、「こんろ」、「電気機器等」、「放火」があります。

🔥 タバコ 水につけて完全に消火する

寝たばこは、絶対にしない

🔥 コンロ 調理中はその場を離れない

燃えやすいものを近くに置かない

🔥 電気機器等 暖房器具に毛布や衣類を掛けない



リチウムイオン電池を強くぶついたり、落としたりしない

コンセントプラグ周りは清潔に！

～電気のショートによる火災を防ぎましょう～

🔥 放火

ごみ出し日を守り、ごみ置き場に長時間ごみを置かない

建物まわりに燃えるものを置かない



あなたの部屋からだけでなく近隣の部屋から火災が起きてしまったら、大切な家財が燃えてしまったり、消火活動で水浸しになってしまうことがあります。

もしもの時に備えて家財の保険(火災保険)に加入しましょう

※保険の加入は任意です。特定の保険は斡旋しませんので、各保険会社の商品をご検討ください。

もし火災が発生したら・・・

1 通報

👉 大きな声で、隣近所に知らせる。

👉 非常ベルのボタンを押す。

👉 119番通報する。 ①火事か救急か伝えます。
②住所、目標物を伝えます。
③どんな状況かを伝えます。



2 初期消火

👉 少し離れた位置(3～5m)から、消火器で消火する。

3 避難

👉 火が天井まで届いたら、すぐ避難する。

👉 火元の部屋のドアを閉める。

次の手続きを忘れていませんか？



1 15日以上不在にするとき

長期の入院や旅行などをする場合、住宅政策課に連絡して「不在届」を提出してください。併せて郵便物や新聞の配達停止等も忘れずに行ってください。

届出が無い場合、近隣の方から「入居者を見掛けないが室内で倒れているのでは」などの通報があった時、市職員が入居者の安否を確認することがあります。

2 入居者の異動があったとき

- ① 入居契約者が死亡や退去で不在となった後、同居者が引き続き居住するには「入居承継承認申請書」を住宅政策課へ提出する必要があります。
- ② 同居者が死亡や転出した場合は「同居者異動届」を住宅政策課に提出してください。
- ③ 入居者以外の親族を同居させたい場合は「同居承認申請書」を提出してください。

3 市営住宅を退去するとき

退去することが決まったら住宅政策課に連絡し「明渡し届」を退去日の5日前までに提出してください。

駐車場を利用の場合には「駐車場明渡し届」も同様に提出してください。



4 その他の各種変更手続き

- ① 自動車または所有者変更があった場合「駐車場使用変更届」の提出が必要です。
- ② 手すり等の設置を希望する場合「模様替・増築承認申請書」の提出が必要です。
- ③ 「緊急時連絡先」に記載の方がお亡くなりになった場合や、電話番号を変更した時には、住宅政策課までお知らせください。
- ④ 入居者が単身で、市営住宅に関する手続きが困難になった場合は、親族からの申し出により市営住宅関係書類の送付先を変更できますので、住宅政策課まで御連絡ください。

高齢で身寄りもなく今後の行政手続きに不安を抱えている方は、お近くの地域包括支援センターに御相談ください。

「収入申告書」の提出を忘れずに！

市営住宅の家賃は、①世帯の収入 ②住宅の広さ ③建築されてからの年数等によって決定します。このため入居者の皆さんの世帯収入を把握する必要があり、毎年6月頃に「収入申告書」等を提出していただいております。「収入申告書」等は、皆さんが入居されている住宅の家賃を決定するために必要な大切な書類です。忘れずに提出してください。**提出されないと収入認定ができないため、最高額家賃(近傍同種の住宅の家賃等)をいただくこととなります。**

共同住宅のルールを守りましょう

市営住宅での良好な共同生活を送るためには、近隣住民への思いやりと協力が必要です。共同生活のルールを守ってください。周辺の環境を乱し、他人への迷惑行為を行った入居者は、住宅の明け渡しを求められる場合があります。

1 次の場所に物を置かないで

- ① ベランダにある隣との仕切板は、緊急時の避難経路になります。
- ② 通路、廊下、階段等の共有スペースに、自転車や物を置かないでください。



2 駐車場の利用について

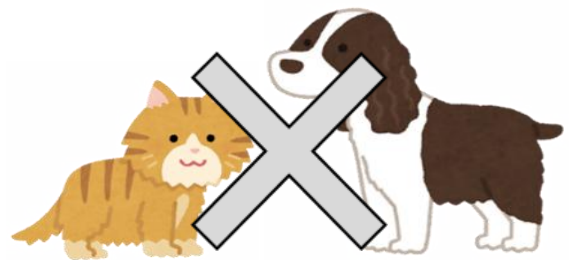
- ① 契約車両以外の車を停めることはできません。
- ② 団地内の通路や空き駐車場には停めないでください。
- ③ 駐車場の契約ができる自動車は、幅1.8m以下、長さ4.9m以下、車両重量2.2t以下です。

3 自治会活動への積極的な参加を

- ① 自治会で行う市営住宅での清掃や除草には、積極的に参加してください。
- ② エレベーターや電灯等の電気料、照明器具の電球の取替えなどに充てられる共益費は、入居者の負担義務です。必ず払いましょう。

4 他の共同生活者に気を配る

- ① テレビ、ラジオ、ステレオを大音量で聞かないでください。
- ② 室内、階段や通路で大きな音を出さないでください。
- ③ 共用部でタバコを吸わないでください。ポイ捨て禁止！
- ④ 犬、猫などの動物の飼育はしないでください。
- ⑤ ごみは、必ず指定日の指定時間に出してください。



入居者の皆様からよくある質問
※ 次の修繕は自己負担となります
トイレのタンクや給水栓からの水漏れ
電球、スイッチ、コンセント
ガスコンロ、ガス栓
退出時の畳表替え、襖の張替え

(編集と発行)
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市まちづくり推進部住宅政策課
住宅担当
電話(0568)85-6294
開庁日時 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分